

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

七ヶ浜町の防災・減災への取り組み 2

町内の話題 ズームアップ 8

タイの文化を紹介国際村で交流イベント

シリーズ

心と体の健康シリーズ パートⅢ 10

ふれ愛くらぶ 12

復興だより No.19 14

災害復興情報 16

暮らしアラカルト 18

皆様のご支援、心より感謝申し上げます 28

湊浜、代ヶ崎浜地区で地域交流事業を開催

5月10日代ヶ崎浜、11日湊浜で地区交流行事が行われ、地域の絆を深めました。

この事業には町の「安心・元気な地域社会づくり補助金」が活用され、今後、他の地区においても工夫を凝らした様々な地域交流行事が予定されています。

(関連記事 9ページ)

2014 6 | vol.512
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから!

七ヶ浜町の 防災・減災への取り組み

東日本大震災は本町に甚大な被害をもたらしました。その教訓として住民と行政との協力が非常に大切であることを再確認したとともに、事前対策や発災後の対応にあたっては、多くの改善項目や新たな取り組みが必要であることがわかりました。

本町では、東日本大震災の教訓や、国や県の防災への取り組みを踏まえて、平成26年3月に地域防災計画を改訂しました。

今回の特集では、改訂した地域防災計画を抜粋し、防災・減災への取り組みについて皆様にご紹介します。

七ヶ浜町地域防災計画を改訂しました

●地域防災計画とは？

国で定める「災害対策基本法第42条」の規定に基づいて市町村の防災会議が作成する計画で、その地域の防災について、行政や関係機関が災害への予防や応急対策、復旧対策までの一連の防災活動を実施することにより、地域の皆様の生命、身体及び財産を災害から守り、社会秩序や経済活動の維持、公共の福祉を確保するために策定するものです。近年では、平成22年3月に改訂が行われました。

●既存の地域防災計画に新たな項目を追加しました

これまでの地域防災計画は、風水害編、震災対策編、資料編の3編で構成しておりました。しかし、今回改訂した地域防災計画では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災での教訓に基づいた国や県

の動向を踏まえ、新たに町の基礎情報等を集約した総則編や津波災害対策編、原子力災害対策編を新たに整備し、6編による構成で計画を整備しました。

計画書には、東日本大震災から見えてきた改善点や新たな対策などを記載したほか、災害対策本部等の設置基準や組織を見直し、災害時の町職員に対しての指示系統の充実を図りました。

また、住民の皆様に対しても速やかに避難の勧告又は指示を行うことができるよう、避難及び救援体制に関する基準の見直しも行いました。

なお、東日本大震災での経験を踏まえ、地域の重要な防災活動に取り組んでいる消防団や自主防災会などの組織が連携協力して、行政と円滑に活動できる体制を整えていきます。

災害対策基本法

防災基本計画

▲災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成。基本指針を示す防災計画で、防災分野の最上位計画。

←→ 防災業務計画

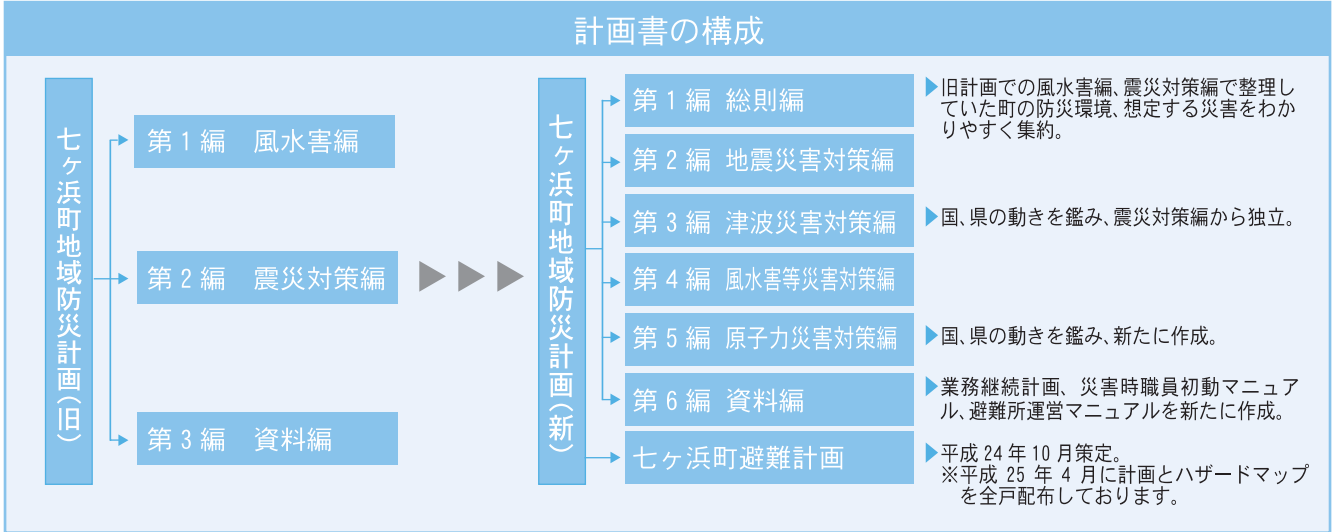
▲防災基本計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関がその所掌事務または業務について作成する防災に関する計画。

←→ 宮城県地域防災計画

▲防災基本計画に基づき、宮城県防災会議が作成する県の防災に関する計画。

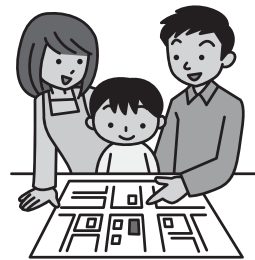
→ 七ヶ浜町地域防災計画

▲防災基本計画に基づき、七ヶ浜町防災会議が作成する町の防災に関する計画。(構成については、P3「計画書の構成」を参照。)



地域防災計画の主な内容と変更点

計画の見直しにあたっては、最新の国や県の動向を反映させるとともに、町職員への聞きとりや、学校避難所の検証ヒアリング等を行い、そこから見えてきた意見等を対策として位置づけを行い、従来の地域防災計画へ反映させ変更しました。ここでは、項目ごとの反映させた変更点などについて取り上げます。



■町の防災体制・職員配備基準について

東日本大震災時の対応を受けて、災害時に設置する災害対策本部内の横断的な業務(横のつながり)への対応をより行いやすくすること等を目的に、職員の組織体制や参集基準の見直しを行いました。

■庁内の防災体制について

- 町議会との連携の検討
- 町防災計画と連動した、各学校の防災計画見直し
- ガソリンに依存しない移動手段の導入検討(ハイブリッド車導入など)

■災害情報の受・発信体制について

- 沿岸部における監視カメラの設置検討

■避難・救援体制

- 討及び新防災無線の細部調整
- 衛星携帯電話の導入の検討及び取扱訓練の実施
- 自主防災会会長との連絡手段の確保

■避難所の運営体制について

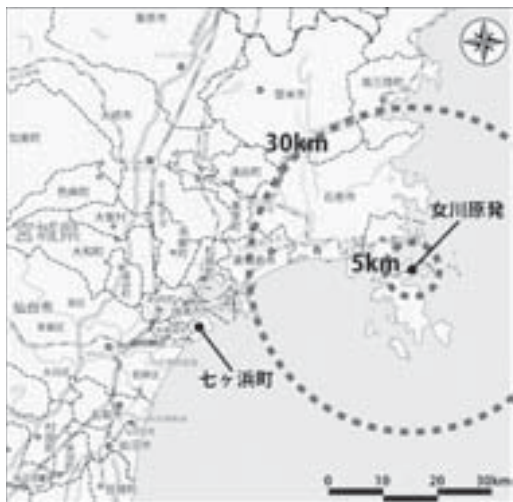
- 訓練等を通じたマニュアルの検証
- 避難所開設時の広報活動
- 防災倉庫の備蓄品の検討・定期点検
- 避難所の段階的縮小、閉鎖時期の位置づけを明確化
- インフルエンザなどの感染症拡大防止のための隔離場所の確保
- 仮設洋式トイレ等資機材の備蓄検討や仮設トイレ業者との非常時の支援協定の検討

■避難行動要支援者の対策について

- 福祉避難所の事前指定
- 社会福祉施設同士の相互応援体制の確立
- 要配慮者・避難行動要支援者への支援

■原子力災害対策

国の作成マニュアルを参考に、本町で記載しておくことが望ましい部分を「事前対策」、「緊



本町はブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域としての体制整備、情報収集、モニタリング、広域避難・避難受入れ対策に加えて、風評被害等の対策実施を計画内で想定しています。

急事態応急対策」、「原子力災害中長期対策」の3つの項目で整理し、計画書としてとりまとめました。

なお、特に他市町村からの避難者の受け入れや、風評被害等対策について独自の記載を行っています。

また、国は「PPA」地域（ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の対策を今後検討することから、検討が実施され次第、適宜見直しを図ります。

※放射能ブルーム（気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに流れる状態）

- その他、最新の国や県の動向を受けて、次の対策を進めます。
- 「減災」に向けた対策の推進
- 津波避難等の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備
- 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化
- 被災者等への適時的確な情報伝達
- 自助・共助による取組みの強化
- 二次災害の防止
- 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- 避難行動要支援者対応
- 伝達手段の耐災化、多重化、多様化

地域防災計画の改定に伴い新たに生まれた計画とマニュアル

避難所運営マニュアル



災害時職員初動マニュアル



業務継続計画（BCP）



東日本大震災では、最大約60000人にもおよぶ方々が避難所へ避難しました。その時に運営体制に多くの課題が残りました。本マニュアルは、東日本大震災のような大規模な災害が発生したときに、地域の皆さんが安心して避難生活を送れるよう、避難所の開設の手順から運営体制、また、避難所内で予想される課題等の解決方法をまとめています。

避難所の運営は、七ヶ浜町災害対策本部や地域住民、教職員等との連携が重要になります。いつ、たれが、なにを、どのように行うべきかを事前に地域で話し合い、準備しておくことが円滑な避難所運営につながります。このマニュアルを参考に、安心した避難所生活を送れるような体制の構築、ルールづくり等を地域の皆さんで検討してください。このマニュアルは、各地区の避難所へ設置しておりますのでぜひご覧ください。



このマニュアルは、大規模災害により役場も被災した時に、窓口業務など行政サービス等の継続実施や早期再開に向け、早急に復旧するための取り組みについて定めています。

震災後の町の取り組み

平成24年3月

災害復旧事業として、津波で被災したアナログ同報系防災無線システムをデジタル同報系防災無線システムに再構築しました。「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」による緊急放送が可能となった他、長期停電に備えた太陽光発電装置を採用しております。また、沿岸部の11か所にはスピーカーの他に警告灯を併設しました。

平成25年2月～9月

津波で被災した菖蒲田浜の防災備蓄倉庫の代わりに、アクアリーナ第5駐車場と、松ヶ浜小学校向いにある「まつかぜ児童館」の隣の2か所に防災資機材倉庫を建設。また、日本赤十字社から寄贈された防災倉庫については、役場や学校など7か所に設置しました。

平成25年3月～5月

津波により被災した消防団のポンプ車置場3か所を新築し、2か所を修繕。

平成24年9月・平成26年3月

災害時協定の拡充として、山形県朝日町・愛知県豊田市と災害時相互応援協定書を取り交わしました。



▲災害時に備え、資機材や数日分の食料、毛布などを備蓄している防災資機材倉庫



▲デジタル化された防災無線。太陽光発電装置が採用され、停電時でも危険を促すことが可能となった



▲津波で被災し、新築した第3分団（花浜地区）の消防ポンプ車置場

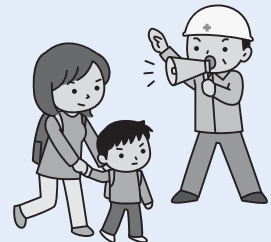
防災・減災の合言葉

防災・減災対策には「自助」「共助」「公助」が大切です。日頃から「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの防災への寄与に努めましょう。

「自らの身は自分で守る」といった考え方にに基づき、一人一人が自分の命や生活を守るための活動を言います。



「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」地域連携による防災活動を言います。一人一人が隣人等と協力して地域を守る活動を言います。



国・県・警察・消防といった行政機関、ライフライン各社をはじめとする公共事業、こうした機関の応急対策活動のことを言います

要配慮者・避難行動要支援者への支援について

災害対策基本法等の改正や、東日本大震災で得た教訓を踏まえ「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」の改訂が行われました。そこで、町では改訂されたガイドラインを基に、「七ヶ浜町災害時避難行動要支援者プラン全体計画」を策定しました。この計画には、新たに災害時避難行動要支援者名簿の整備や、効果的な避難体制の構築について記載しています。また、地域防災計画の避難行動要支援者対策に関する事項についても具現化しています。


七ヶ浜町災害時避難行動要支援プラン全体計画

災害発生時に最も重要となるのは、自らの身を守る「自助」であり、このことは、全ての方々に当てはまります。しかし、避難行動要支援者は身体的な特性等により、「自助」が困難である場合が想定されることから、自治会や自主防災会、近隣住民等の地域における支援活動（「共助」）が特に重要となります。

要支援者カード

要支援者カード

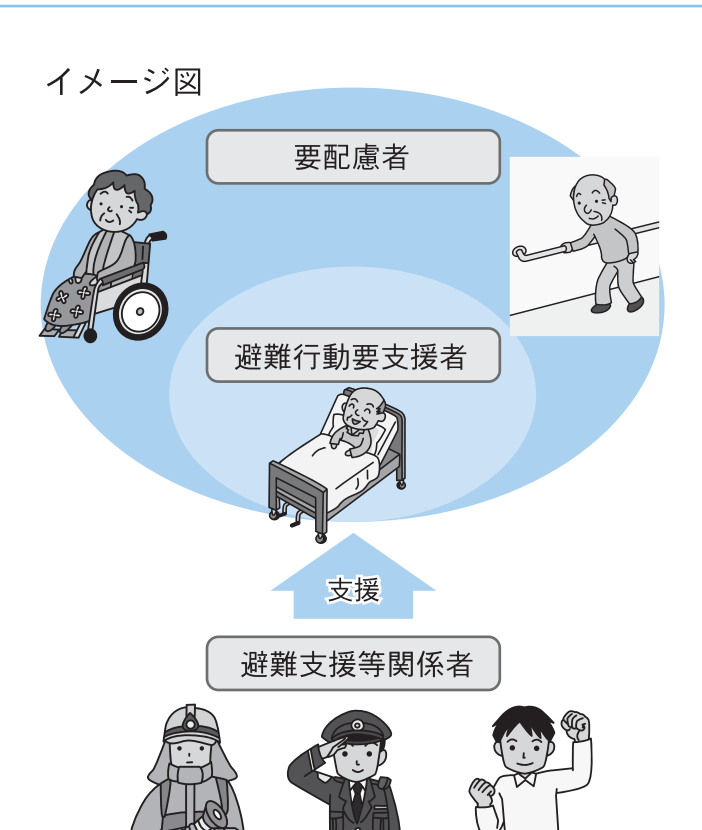
氏名		生年月日		年齢		性別	
住所		電話番号		緊急連絡先		血液型	
家族構成		配偶者		同居家族		その他	
協力の者		住所		電話番号		その他	
連絡先者		住所		電話番号		その他	
身体状況		介護・療養上の要否		介護・身体・療養・精神		その他	
指定避難場所		住所		電話番号		その他	
特記事項		住所		電話番号		その他	



避難行動要支援者名簿を作成するうえで基礎となる要支援者カード。支援を必要とする方が事前に作成し、提出する仕組みとなります。

この「共助」の取組みとしては、事前に対象者へ聞き込みなどを行い、「要支援者カード」という個人カルテを作成したうえで、「災害時避難行動要支援者名簿」を整備します。その支援者には、日頃からの訪問活動や諸行事の案内などを通じた一層の地域交流を図ることで、緊急時において遠慮なく連絡ができるといった日頃からの関係づくりを推進します。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者の安否確認、避難行動の支援、避難所等での生活支援を迅速にかつ、的確に行うための計画であり、地域における支え合いや助け合いの効果も期待されます。



れます。今後、町では、災害時避難行動要支援者名簿の整備をいち早く行い、避難行動要支援者の情報の把握に努め、訓練などを行ったうえでより効果的な避難体制の構築に取り組みます。

要配慮者とは？

災害時に限定せず、一般的に配慮など（日常生活において家族又は第三者の手助けなどを要する方々（高齢者、障害者（児）、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する方、外国人等）を言います。

避難支援等関係者とは？

町内会、自治会、消防機関、警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織他、避難支援等の実施に係る関係者の方を言います。

避難行動要支援者とは？

要配慮者のうち、災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合、自ら避難することが困難な方であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を必要とする方を言います。

非常時の備えは？

非常時には最低3日間の水や食料が必要となります。この機会に持ち出し品のチェックをしてみましょう！

非常食品

- 乾パン
 - 飲料水
 - 缶詰類
- 

その他


- 現金(小銭)
 - 保険証
 - 携帯ラジオ
- 

衣類

- タオル
 - 帽子
 - 軍手
 - カップ
- 

- 懐中電灯
 - 電池
 - マッチ
 - ライター
- 


救急セット

- 常備薬
 - 包帯
 - ばんそうこう
- 

- 【赤ちゃんがいる場合】
- おむつ
 - 粉ミルク等



地震対策5か条



あわてず、さわがず冷静に火の始末



みんなが協力し合って応急救護

まずわが身の安全を図る

OK!

外へ逃げる時はあわてずに

避難口を確保する

津波対策5か条

地震の揺れを感じたら津波に注意！

津波は繰り返してくる！

避難情報は出たら高い場所へすぐ避難！

津波が来るかも

避難は原則徒歩で！

ラジオ・テレビ防災無線などで正しい情報を聞く






総合防災訓練を開催します

宮城県沖を震源とする震度5強以上の地震が発生し、町内全域で大きな被害発生したことを想定した訓練を実施します。

この訓練は「町避難計画」や「津波ハザードマップ」、「町避難所運営マニュアル」をもとに、地震から身を守る訓練に始まり、避難勧告・指示等の伝達、避難所の開設・運営等の一連の避難対策の流れに対応した訓練で、各種訓練と合わせた総合防災訓練の形式で行います。



- と き：9月上旬予定
- ※日時・場所の詳細については後日お知らせします。

みんなで守ろう!!地域の安心・安全は地域から！

消防演習を開催します

町民の生命・財産を災害から守るため、日々精進している町消防団。日頃の訓練の成果を発表する消防演習を開催します。当日は、ポンプ車操法や女性団員による小隊訓練、分列行進などの演技を披露します。また、県消防協会広報課長の「みやぎ消太くん」もやってきます。皆様、是非団員の勇姿をご覧ください。



- と き：6月15日(日) 午前9時30分～
- ところ：町営野球場(雨天時はアクアリーナ)
- ※当日会場には駐車場がありませんので、ご来場時はアクアリーナの駐車場(旧町民体育館跡地)をご利用ください。

一般観覧大歓迎!!消防団員の勇姿をご覧ください!

お問い合わせは、防災対策室まで ☎357-7437



zoom-up ①

タイの文化を紹介
国際村で交流イベント

5月3日から5日にかけて、「七ヶ浜国際村インターナショナルデイズ」が七ヶ浜国際村で開催され、期間中、4421人の来館者でにぎわいました。毎年、異文化の魅力を紹介するイベント「インターナショナルデイズ」今年もテーマは「タイ」で、当日は、タイで幸せのシンボルとされているゾウのチャームづくり体験コーナーや、世界一美味しいと評判のカレー「ゲーンマッサマン」やタイ焼きそばなどの料理が販売されました。また、国際村ホールでは、タイの現代演劇グループ「劇団B・F10 or」による演劇の公演が行われ、観衆を魅了しました。期間中は、タイ文化の魅力を余すところなく紹介し、多くの来館者が集いました。



zoom-up ②

吉田浜地区で獅子舞が
練り歩きました



4月20日、吉田浜地区で吉田浜獅子舞保存会による獅子舞が行われ、地区内を赤と緑の獅子が練り歩きました。●当日は、春の陽気に恵まれ、二班にわかれて吉田浜地区（仮設住宅を含む）220世帯の家々を1日をかけ回りました。獅子が各戸を回ると、住民の皆さんはお酒やジュース、おにぎりなどを準備し、保存会の皆さんをもてなし、無病息災を願い頭をかんでもらいました。●この吉田浜獅子舞は、明治初期に地元漁民が石巻の渡波方面から持ち帰ったと言われており、120年以上の歴史があります。昭和60年には町の伝統民俗として指定されています。

3 zoom-up

深め合う地域のきずな
湊浜こどもの日区民大会



5月11日、湊浜児童公園で「湊浜こどもの日区民大会」が開催され、多くの地区住民が参加し交流を深めました。これは、地区住民同士の交流、ふれあいを目的に湊浜公民分館運営部会が毎年開催しているもので、今年で60回を数えます。●当日は天候にも恵まれ、青空のもと、くす玉わりやパンくい競走、綱引き、そして6月に開催するワールドカップにちなんだ競技など14の競技に子どもからお年寄りまで元気いっぱい参加し、盛り上がりを見せました。●また、会場の一角には、消防団のポンプ車を展示し、子供たちが乗れるよう工夫を凝らし、将来の消防団への参加を促すPR活動も行われていました。

4 zoom-up

地域でふれあう
「こいのぼりふれあい広場」を開催

5月10日、代ヶ崎浜のカメイ広場で「こいのぼりふれあい広場」が開催されました。●この事業は、地域内の交流や活性化を図ることを目的に開催されます。●約90匹のこいのぼりは、地区の方々みんなで青空へ向け引き上げられます。●元気に空を舞うこいのぼりの下で子どもからお年寄りの方々が楽しめるユニークな企画が用意され、焼きそばなどを食べながら地域の皆さんが元気に交流を深め、笑顔あふれる一日となりました。●代ヶ崎浜地区では、皆様のご家庭で不要となったこいのぼりの寄付を受け付けています。



5 zoom-up

日露親善コンサートに
出演しました



4月7日、太宰元輝さん（松）が3月25日にロシアのチャイコフスキー記念国立モスクワ音楽院大ホールで行われた全日本特別選抜吹奏楽団世界名ホールコンサート第14弾日露親善コンサートに出演し、報告のため町長を訪問しました。●太宰さんは、聖和高等学校吹奏楽部に所属し、日本吹奏楽連盟から東北で1人選抜されました。●太宰さんは、トロンボーンを担当し、祝典序曲など全8曲を演奏し、「首都圏の技術の高い高校の方々と共演できて勉強になりました」と感想を述べ、渡邊町長は「大変すばらしいことです。これからも続けて頑張ってください」と祝福の言葉を述べました。

6 zoom-up

「連携協力に関する覚書」
を取り交わしました

4月23日、七ヶ浜町教育委員会と東北福祉大学との間で「連携協力に関する覚書」の調印式が行われました。●現在、町内の小中学校は「学力向上」と「不登校対策」に重点を置き取り組んでいます。一方、東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科は、地域貢献するという目的で学習支援の場を求め、双方の考えが一致し県内初の試みとなりました。●本年度は、子ども科学部子ども教育学科の学生計33人が町内に住みながら、5月～12月の91日間汐見小学校へ教育実習生として派遣され、児童の学力向上や不登校対策への効果が期待されます。



知ってほしい 認知症のこと

「年を取っても認知症にだけ
なりたくない」そう思っている
人か？しかし長寿になればなる
ほど認知症になる可能性は高くな
ります。心と体の健康シリーズIII
6月は「認知症の予防と周囲の方
達の支え方のポイント」についてご
紹介します。

認知症は高齢期に最も
もかかりやすい病気の
一つです

七ヶ浜町で平成23年度に
介護認定を申請した211
人のうち、認知症が主な理
由の方は61人、28・9%で
した。年代別にみると、85歳
以上の約半数が、95歳以上
の8割が認知症になってい
ます。長寿社会になればな
るほど、誰もが認知症にな
る可能性は高くなると言え
ます。

るご予測されます。



認知症を予防しみんな
で支え合える町

高齢期を安心して過ごす
ためには、生活習慣に気を
付けて認知症を予防するこ
とや、認知症になってもそ
れまでと同じ生活が維持で
きるよう、ご家族や地域の
皆さんで声をかけ合い支え
合うこと、介護保険の
サービス等
を受け取るこ
とが必要に
なってくるま
す。



認知症を予防して元
気で過ごすための生
活習慣

活動的な生活で認知症を
予防しましょう

積極的に体を動かしま
しょう



認知症予防
にはウォーキ
ングや水泳、
ジョギング、
自転車等の有
酸素運動が適
しています。
運動は全身の
血管を広げて
血流を増やすとともに、筋
肉が動くことで脳や全身に
良い効果を与える物質が出
ることも分かっています。
町内では各地区の集会所
で介護予防の教室を行っ
ている他、ノルディック

ウォークなどのサークルも
あります。ご興味のある方
は、地域包括支援センター
にお問い合わせてください。

持病のコントロールも気
を付けて

糖尿病・高血圧など動脈
硬化が生じやすい持病があ
ると、脳の血液量が低下し
たり脳の血管が詰まって血
管性認知症等の原因になり
ます。また、うつ病等の精神
疾患にも注意が必要です。



軽度認知障害【MCI】の時期にできること

軽度認知障害は認知症の前段階と言え、年齢に比較して記憶力が低下している状況です。

●物忘れが増える



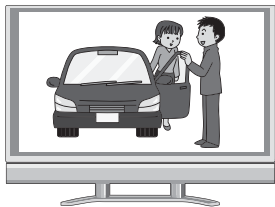
●日付や曜日が分からない



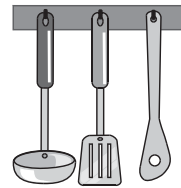
●簡単な計算が出来なくなった

$3+6=?$
 $10-4=?$

●テレビドラマの内容が理解できなくなった



●料理や家事がてきぱき出来なくなった



●話しかけられるとそれまでしていたことを忘れてしまう



●今まで楽しく行っていた趣味等への意欲が無くなった



※これらのいくつかの項目で当てはまるようでしたら、認知機能が衰えている可能性があります。

この時期にはご本人も物忘れが増えて自信が無くなったり、何となくおかしいと感じて、ふさぎこむことがあります。早めにもの

忘れ外来や精神科を受診して服薬治療をすることや、活動的な生活を心がけることが望まれます。また、ご友人の方に老人クラブの活動に声掛けをしてもらい一緒に声掛けをしてもらい一緒に行くなど、周囲の方から見守りやお手伝いを頂くことで、それまでの生活が維持できます。

認知症になっても、穏やかに過ごせるように

なるべく認知症にはなりたくないものですが、それでも認知障害が進行した場合には、出来るだけ平穩に過ごせるような声掛けや働きかけが必要です。

親や配偶者が認知症のために適切でない行動を取った時、多くの人は「何でこんなことをしたのか」と怒りや戸惑いの感情を抑えられないもので、また、問

つめられてご本人が混乱すると、認知症をさらに悪化させてしまいます。ご家族



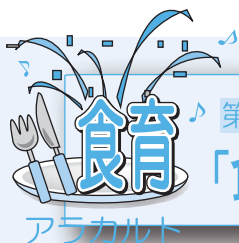
が認知症の方に穏やかに接するためには、「なぜこのようない行動をするのか」を理解する知識を得て、ある程度心の余裕を持てるよう、介護の専門職に関わってもらうことが必要です。セキケ浜町地域包括支援センターにご相談下さい。

あなたも「認知症サポーター」になりませんか

認知症になっても安心して暮らせるためには、認知症を正しく理解し認知症高齢者の人とご家族を温かく見守り、支援する応援者が必要です。町では「認知症サポーター養成講座」を開催しています。あなたの身近な集会所でも行いますので、どうぞお問い合わせください。



*お問い合わせは、セキケ浜町地域包括支援センターへ
☎357-7447



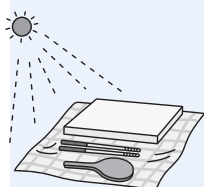
第68回

「食中毒を予防しましょう！」

アチカルト

気温や湿度が高くなると、細菌などによる食中毒が発生しやすくなります。

食中毒というと、旅館やレストランなどの飲食店での食事が原因と思われるがちですが、家庭での食事でも発症します。特に高齢者や子どもは抵抗力が弱いので重症化することもあります。家庭でもしっかりと衛生管理を行い、食中毒を予防しましょう。



食中毒予防の3原則 食中毒の原因を

「つけない」「増やさない」「やっつける」

<具体的な方法>



1. 菌をつけない(清潔)

- ・手洗いをしっかり(調理の前後・魚・肉・卵に触れた後、トイレの後など)
- ・食材をよく洗う
- ・調理器具を洗浄・消毒する



2. 菌を増やさない(迅速・冷却)

- ・作った料理は早めに食べる
- ・残った料理は室温の状態に長く置かないようにする
- ・冷蔵庫は詰めすぎず、10℃以下にする
- ・冷凍した食品は自然解凍しない

3. 菌をやっつける(加熱)

- ・食品はしっかり加熱する(中心の温度が75℃で1分以上)
- ・残り物を温める時は沸騰させる
- ・調理器具や冷蔵庫は定期的に消毒する



食中毒を予防するためには、日頃の衛生管理が大切です。基本的な衛生習慣を心がけ「清潔」「衛生的」を実践しましょう。

● 手術後の燐の命を編集に掻きたて掻きたて燃え盡きし君
須藤 栄子

● 冬至過ぎ寒きなかにもほんのりと日は長くなり春待ち遠し
三嶋 時子

● 夜空よりまっすぐ落ちる雪見つむ ただふんわりとふんわりと積む 野山 由利

短歌

● 片栗の花に木洩れ日濃し淡し
八田 博子

● 遅くとも一喜一憂さくらかな
森 新一郎

● 喜寿という峠を越えて花明かり
梅沢 七生

俳句

お子さんの写真やイラスト
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-2117(直通)

fax357-5744(役場代表)

☒kouhou@shichigahama.com

Topics

緊急物資の輸送に関する協定を締結しました

4月3日、公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部と緊急時の物資輸送に関する協定を取り交わしました。

これは、大規模災害時に町からの要請により通常業務より優先して生活救援物資等の輸送を実施するものです。

当日は、渡邊町長と伊藤治支部長との間で協定書が取り交わされました。

東日本大震災時は燃料不足により物資の搬入が滞りましたが、今回協定を結んだことにより、今後起こりうる災害時には生活救援物資等の搬入が円滑に行われることが期待されます。



復興 だより

No. 19

町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

高台住宅団地の分譲及び借地契約が始まりました

松ヶ浜西原地区高台住宅団地の造成工事が完了したことに伴い、入居者への分譲及び借地契約を開始しました。

西原地区は、12世帯が契約をしており、今後、各々の住宅建設工事が始まります。

なお、菖蒲田浜中田地区、吉田浜台地区、代ヶ崎浜立花地区においても造成工事後に随時分譲及び借地契約が始まります。花淵浜笹山地区は平成27年3月造成工事完了予定となっています。



住宅復興独自支援制度「住宅再建補助」について

新たな住宅復興独自支援制度「住宅再建補助」について、申請受け付けています。

■補助の対象者

津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町内の災害危険区域外に再建される方。

※住宅ローン利子補給補助との併用はできません

※防災集団移転促進事業の高台住宅団地に住宅を建てる方も対象です

■補助の内容

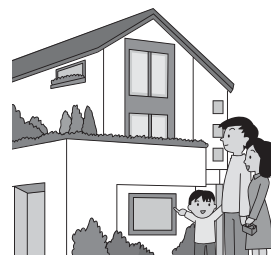
100万円を上限として、住宅の再建(建設・購入)に関する費用の2分の1を補助

※平成23年3月11日以降に行った工事が対象となります

■必要書類

罹災証明書、建築等の契約書、領収書、見積書や請求書など内訳のわかる書類、再建した住宅の写真2枚以上、申請が本人でない場合は親族関係の分かる書類

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439



復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

住宅復興に係る各種町独自支援制度の申請受付中です

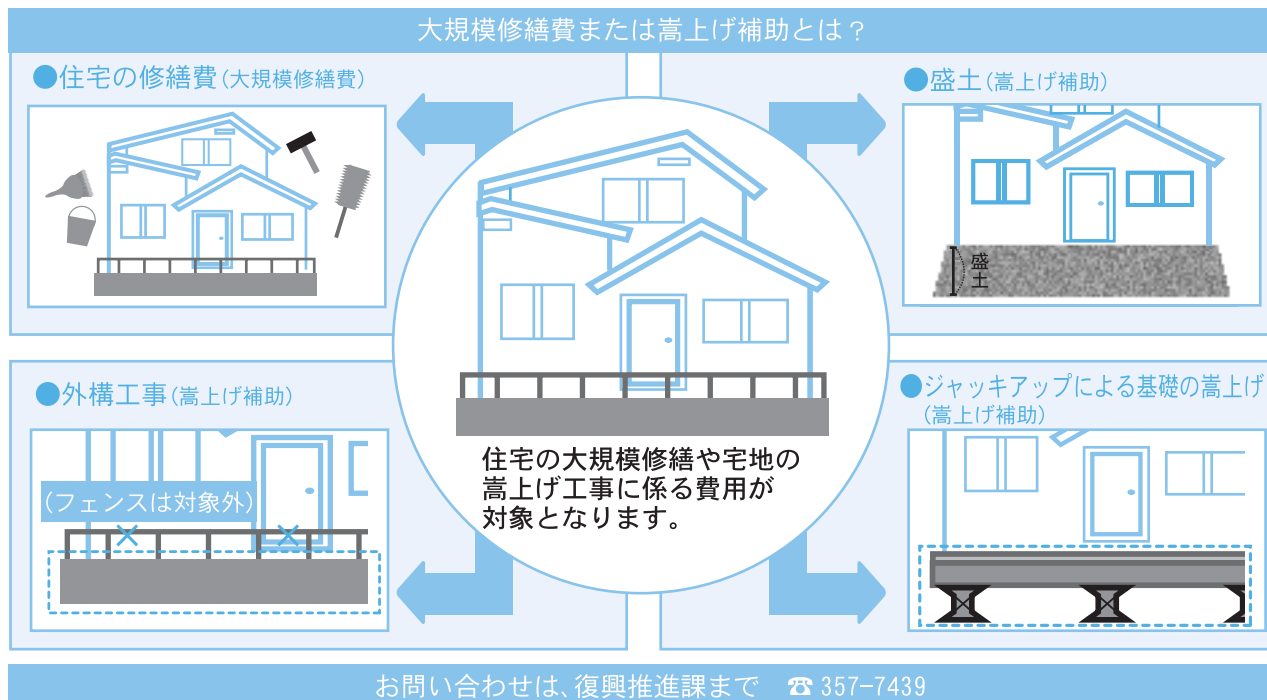
町では、下記の支援制度を設けています。申請を希望する方は、事前に復興推進課までお問い合わせください。

支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
宅地、建物等の 嵩上げ補助	400万円	津波浸水区域で被災し、 災害危険区域を除く津波 浸水区域で再建される方	宅地の嵩上げ工事、土留め工事、外構工事、ジャッキアップ工事等に要する費用で、平成23年3月11日以降に行った工事が対象となり、400万円を上限として工事費の1/2を補助します。
住居の移転費用 (引越し代等)の補助 ※1	78万円	津波浸水区域で被災し、罹 災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、町 内に再建される方 ※2	78万円を上限として移転費用(引越し代、転居通知に係る費用、従前地にある庭石や物置の移転費用、井戸の埋め戻し費用等)を助成
住宅ローン 利子補給補助	住宅・土地 500万円 住宅のみ 400万円	津波浸水区域で被災し、罹 災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、町 が整備する高台 住宅団地以外の町内に 住まわれる方	住宅再建に伴い金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、住宅及び土地を購入の場合500万円、住宅のみ(土地借地など)の場合400万円を上限として補助します。
大規模修繕費補助	利子補給 200万円 修繕補助 100万円	災害危険区域を除く、津波 浸水区域で被災した住宅 の罹災判定が全壊・大 規模半壊・半壊で住宅を 修繕された方 ※3	修繕のために金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、最大200万円を上限に補助します。または、修繕に要した費用の2分の1の額で最大100万円を上限に補助します。

※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転促進事業制度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(大臣同意後の移転が対象)

※2 災害公営住宅に入居される方も住居の移転費用(引越し代等)の補助対象です。

※3 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除く



東日本大震災による被災情報 (平成26年5月1日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 11名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名
 - 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名
 - 計 107名
 - 七ヶ浜町民の安否不明者 2名
- *お問い合わせは、防災対策室まで
☎7437

応急仮設住宅等入居者情報

応急仮設住宅

(平成26年5月1日現在)

1. 第1スポーツ広場(143戸) 345名
2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(104戸) 245名
3. 生涯学習センター前(67戸) 139名
4. 湊浜旧町営住宅跡地(17戸) 50名

5. 松ヶ浜謡児童遊園(16戸) 29名
 6. 社会福祉協議会事務所下(12戸) 27名
- 計359戸

民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県の決定分)

181世帯 550名
(内、町外での罹災者 26世帯74名)

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。

●義援金(4月30日現在 1351件)

110,259,374円

内配分済額(4月30日現在)

106,523,000円

配分後義援金額

3,736,374円

●一般寄附金(復興支援)

(4月30日現在 460件)

317,004,544円

義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。左記のいずれかの専用口座に直接、振込等により入金してください。

(1) ●銀行支店名
七十七銀行七ヶ浜支店

●口座種別及び番号
普通預金 90000887

●口座名義
七ヶ浜町会計管理者 渡辺豊範

(2) ●銀行名
ゆうちょ銀行

●口座記号番号
0220006123番

●口座名義
七ヶ浜町災害義援金

一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものですが、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス: zaisei@shichihama.com までお問い合わせください。

ふるさと納税寄附金

(七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災、減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることに

なり、地方公共団体に対する支援となります。

●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付

*お問い合わせは、財政課財政係まで
☎2115



被災者生活再建支援制度

●対象となる世帯

被災当時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

【基礎支援金の申請期間が延長されました】

●基礎支援金の申請期限
平成27年4月10日まで

●加算支援金の申請期限
平成27年4月10日まで

【加算支援金の申請期間が4年間延長されました】

●加算支援金の申請期限
平成30年4月10日まで

※災害公営住宅で再建の場合は、加算支援金申請の対象外となります。

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

上下水道

上下水道使用開始は届け出を

震災により住宅をリフォームし、再び上下水道を使用できるようになった時は、事前に届け出が必要です。届け出を忘れてしまうと遡って上下水道使用料を納めていただく場合もありますので、事前に水道事業所まで連絡願います。

また、下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。

- ・食器の汚れは紙などで拭き取り、油ものや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましょう。
- ・洗剤は、使いすぎないようにしましょう。

・お風呂の残り湯は、洗濯などへ再利用しましょう。

・水道の蛇口は、こまめに閉めましょう。

・紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、もやせるゴミとして出しましょう。

小さなことでも、多くの人が行うことで大きな効果につながります。

*お問い合わせは、水道事業所まで

☎7456

消費税引き上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置「住まいの復興給付金制度」について

東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される時期に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修(※)し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることが出来る制度です。

制度の内容、申請対象、申請書類等は、ホームページまたはコールセンターでご確認ください。

※補修の申請の際は、補修前後の写真が必要になります。

*お問合せ先は、住まいの復興給付金事務局まで

コールセンター(有料)

☎0570・200・246

(受付時間 午前9時~午後5時 土・日・祝日を含む)

ホームページ

http://fukko-kyufu.jp

※住まいの復興給付金の申請に添付する罹災証明書に関するお問い合わせは、役場税務課固定資産税係までお願いいたします。

七ヶ浜町における放射線量等の調査状況

①空間放射線モニタリング状況
(1)役場駐車場

測定月日	5月20日
天候	晴れ
測定時間	午前7時50分
測定結果 地上1m	0.05
測定結果 地上0.5m	0.05

※平成23年6月30日から平成26年5月20日現在まで、計693回測定。

(2)町立小中学校・保育所・私立幼稚園(校庭・園庭)

●測定月日 5月15日(木)

●天候 晴れ

※平成23年6月30日から平成26年5月15日現在まで、計279回測定。

(3)公園等

公園等については、37か所測定。

全て、毎時0.03~0.10マイクロシーベルトの範囲。

詳細の測定箇所・測定数値については、環境生活課まで

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午前8時40分	校庭	0.06	0.06
2	松ヶ浜小学校	午前11時30分	校庭	0.05	0.05
3	汐見小学校	午前10時45分	校庭	0.06	0.06
4	七ヶ浜中学校	午前8時55分	校庭	0.06	0.06
5	向洋中学校	午前10時15分	校庭	0.06	0.06
6	遠山保育所	午前9時50分	園庭	0.03	0.04
7	和光幼稚園	午後1時50分	園庭	0.06	0.06
8	松ヶ浜幼稚園	午後1時20分	園庭	0.06	0.06
9	遠山幼稚園	午前10時5分	園庭	0.06	0.07
10	汐見台幼稚園	午前11時10分	園庭	0.07	0.08
11	第二柏幼稚園	午前9時10分	園庭	0.08	0.08

※最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

食品の放射能測定器を設置しています。

- 対象者 七ヶ浜町民
- 測定品目 自家消費するために栽培・採取したものに限り、(家庭菜園も可)なお、販売品や販売目的のものは対象外です。
- 測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受付けます。
- 測定料金 無料
※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。
※測定結果はすべて公表させていただきます。(個人情報を除く)
※持ち込みの際は、材料は1センチ程度に細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。

お問い合わせは、環境生活課まで
☎357-7454



6月の納税 (納期限 6月30日)

今月は、町県民税(普通徴収)第1期で、納期限は6月30日(月)です。納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金がかかります。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで

☎ 7453

町税の納付がコンビニエンスストアでもできます

町県民税(普通徴収)・固定資産(都市計画)税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料は、コンビニエンスストアでも納付ができます。コンビニエンスストアでの納付は、土日祝日夜間でもできますので便利です。利用可能なコンビニエンスストアは、納付書裏面に記載してありますのでご確認ください。

なお、町指定金融機関・町収納代理金融機関・町会計課での納付、口座振

替での納付も引き続きご利用いただけます。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎ 7453

平成26年度から町民税・県民税(個人住民税)均等割の税率が変わります

地方税法の臨時特例法により東日本大震災からの復興を図り、全国的に緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源確保を目的として、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税及び県民税の個人均等割の税率が以下のとおり引上げられることとなりました。

区分	平成25年度の税率	引上げ後の税率
町民税個人均等割	3,000円	3,500円
県民税個人均等割	2,200円	2,700円
計	5,200円	6,200円

※町県民税非課税の方は、税率引上げの影響はありません。
※県民税個人均等割には、平成23年度から平成27年度までみやぎ環境税1,200円が含まれます。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎ 7452

震災による代替土地・家屋の固定資産税の特例についてのお知らせ

震災により滅失・損壊した家屋、または被災住宅用地の所有者が、それに代わる家屋や土地を取得した場合、固定資産(都市計画)税に特例が適用されます。

特例の内容

●土地

代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分の固定資産(都市計画)税が、取得後3年度は住宅用地としてみなされ軽減されます。

●家屋

代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1が減額されます。

※特例を受けるには、税務課に申告書の提出が必要です。

*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで
☎ 7451

個人住民税(特別徴収・普通徴収)の納付方法

「住民税」とは、町民税と県民税を合わせたことをいい、個人の前年の所得に応じてそれぞれ負担してもらう仕組みになっています。

■給与からの特別徴収

事業所等に勤務している方(サラリーマン)は、年税額を分割(6月から翌年の5月まで)し、事業主が毎月の給与から天引きし、町へ納付することになっています。

■普通徴収

事業を行っている方や事業主から

暮らしの相談、お待ちしています

■行政相談

行政(国・県・町)に関する相談

●相談委員

星 初枝(菫) ☎ 2426
瀬戸 源市(東) ☎ 8549

■人権相談

人権問題に関する相談

●相談委員

星 徳光(菫) 伊藤せい子(代)
村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)
引地 淑子(花)
仙台法務局塩釜支局 ☎ 2338

■生活相談

生活上の心配事に関する相談

●相談委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり
とき 6月10日(火)、7月8日(火)
午前10時～午後3時

■無料法律相談(弁護士が相談に応じます)

とき 7月10日(木)
午後1時30分～4時30分(一人30分)
水道庁舎2階

■消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

●相談委員

村上 妙子(境)
とき 6月2日、5日、9日、12日、16日、19日、23日、26日、30日、7月3日、7日、10日 午前9時～午後5時

■身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

●相談委員

鈴木 勲(菫) ☎ 2461
川村 矩子(遠) ☎ 2224
星 好男(東) ☎ 1394

■知的障害者相談

高橋 洋子(汐南) ☎ 2351

給与天引きされない方は、年税額を4期(6月・8月・10月・1月)に分けて納付することになっていきます。また、65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、公的年金から天引きし、公的年金支払者が町へ納付することになっています。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎ 7 4 5 2

町県民税(普通徴収)の納税通知書を郵送します

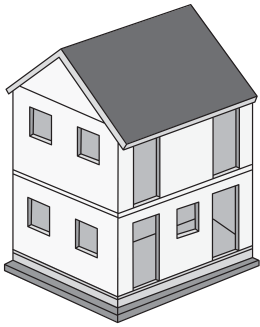
6月は、町県民税(普通徴収)の納税通知書が郵送されます。納期限を厳守の上、納付されますようお願いいたします。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎ 7 4 5 2

家屋の減失届について

平成26年中に住宅や倉庫等の家屋を減失及び一部解体した家屋の所有者は、家屋減失届を提出していただく必要があります。該当する方は、印鑑及び解体証明等減失したことが分かる書類を持参のうえ税務課固定資産税係まで来庁願います。

*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで
☎ 7 4 5 1



上手にお医者さんにかかり、医療費節約を

上手に医療機関を受診することは、医療費節約につながり、家計にも優しく、町国保財政にもいい影響を与えます。皆さんで医療費を節約しましょう。



①お医者さんのかけ持ちはやめましょう
何度も病院をかえると医療費が増加します。

②時間外、休日受診は、なるべく避けましょう
時間外、休日、深夜にはそれぞれ割増分が上乘せられます。

③薬をたくさん飲ましよう
薬を必要以上にほしがると、その分のお金がかかります。しかも使いきれずに余ったりにしていませんか?

④かかりつけ医を持ちましょう
かかりつけ医は、持病や病歴などを把握したうえで診療できます。きめ細かな対応をしてくれるので何より安心です。

⑤お医者さんを信頼し、指示を守りましょう
お医者さんの指示を守らないと、治る病気も治らなくなります。



⑥定期的に健康診断を受けましょう
病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。「自分はいったって健康」など過信は禁物です。健康診断は、生活習慣を見直すきっかけにもなります。

*お問い合わせは、町民課国保年金係まで
☎ 7 4 4 6

国民年金保険料の納付は、便利・安心・確実な口座振替で!

国民年金保険料の納め忘れはありますか?「忙しくて」、「つい、うっかり」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。



口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。申し込みの際は、年金事務所や金融機関または町民課国保年金係備え付けの申出書に必要な事項を記入して、口座振替を希望される金融機関等の窓口にて提出してください。

*お問い合わせは、仙台東年金事務所 国民年金課
☎ 6 1 1 5
または、町民課国保年金係まで
☎ 7 4 4 6

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎ 357-2111

議会事務局	☎ 357-7435
総務課	☎ 357-7436
防災対策室	☎ 357-7437
財政課(財政係)	☎ 357-2115
(管財係)	☎ 357-7438
政策課	☎ 357-2117
復興推進課	☎ 357-7439
復興整備課	☎ 357-7455
教育総務課	☎ 357-7440
建設課(管理係)	☎ 357-7441
(建設係)	☎ 357-7442

産業課(水産商工係)	☎ 357-7443
(農政係)	☎ 357-7444
町民課(戸籍住民係)	☎ 357-7445
(国保年金係)	☎ 357-7446
地域包括支援センター	☎ 357-7447
健康増進課(高齢者福祉係)	☎ 357-7448
(保健指導係)	☎ 357-7448
地域福祉課	☎ 357-7449
会計課	☎ 357-7450
税務課(固定資産税係)	☎ 357-7451
(住民税係)	☎ 357-7452

町税等徴収特別対策室	☎ 357-7453
環境生活課	☎ 357-7454
子育て支援センター	☎ 362-7731
水道事業所(上水道係)	☎ 357-7456
(下水道係)	☎ 357-7457
(施設係)	☎ 357-7458
生涯学習センター	☎ 357-3302
老人福祉センター「浜風」	☎ 357-4976
歴史資料館	☎ 365-5567
七ヶ浜国際村	☎ 357-5931
アクアリーナ	☎ 357-7890

アクアゆめクラブ	☎ 357-7920
町民プール	☎ 357-5031
給食センター	☎ 361-5911
遠山保育所	☎ 366-0444
まつぼっくり広場	☎ 366-6141
あさひ園	☎ 357-4796
社会福祉協議会	☎ 349-7781
シルバー人材センター	☎ 357-6039
七ヶ浜交番	☎ 357-2216
七ヶ浜消防署	☎ 357-4349
防災無線確認番号	☎ 349-6016

心に病をもつ人の家族会のご案内

ご家族の心の病で悩んでいませんか？

ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。

家族会では、心の病気等に関する勉強会や懇談などを行っています。

ご家族の癒しの場ともなっております。どなたでも参加できますので、是非ご来場ください。初めて参加の方は、事前にご連絡下さい。

●とき 平成26年6月26日(木)
午後1時30分～午後3時

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター

●内容 勉強会 「傾聴について」
懇談会

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎7448



住宅を新築される皆様へ
【いつまでも住み慣れたわが家で暮らすために】

住宅を新築するにあたり、介護認定を受けておられる方やご高齢の方と同居される場合は、高齢者の方等が安全で快適に暮らすために、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、介護認定を受けている方は、ケアマネジャー等専門家からのアドバイス

を参考にして下さい。

①玄関周り、敷居、浴室と脱衣所の間などの段差をなるべくなくしましょう。

②玄関、廊下、階段、ドアなどの幅は十分とりましょう。

③トイレの立ち上がりや玄関の昇り降りなど、バランスが不安定になる場所には手すりを取り付けましょう。

④将来を見越して、手すりを取り付ける予定箇所に下地等を入れて補強しておくことも考えてみましょう。(後々の手間や費用の軽減が期待できます)

※介護保険における住宅改修制度は、新築の場合には該当しません。また、新築される時点で、要介護・要支援認定者の身体状態に合わせて住宅環境を整える必要があったにも関わらず、竣工後に住宅を改修した場合も保険適用外となりますので、ご注意ください。

*お問い合わせは、健康増進課高齢者福祉係まで
☎7447



「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられましたが、所得の少ない方々や子育て世帯への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

お気軽にご参加ください！
各地区介護予防教室

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1〜3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午

※要害地区のみ午前9時45分から
*お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで ☎7447

仮設住宅における介護予防教室 6月の日程		
湊浜仮設住宅	14日、28日(土)	湊浜仮設住宅集会所
菖花菖蒲の会	7日、21日、(土) 11日、25日(水)	第1スポーツ広場 仮設住宅集会所
みんなの運動教室	12日、26日(木)	七中第2グラウンド 仮設住宅集会所

各地区介護予防教室 6月の日程(場所：各地区公民分館等)

湊)ひまわりの会	4日、18日(水)	湊浜公民分館	要)さわやかにぎにぎクラブ	9日、23日(月) ※午前9時45分	要害公民分館
松)はまぎく会	5日、19日(木)	松ヶ浜謡集会所	境)浜楽会	3日、17日、24日(火)	境山公民分館
花)はなぶしまじらいん会	12日、26日(木)	国際村セミナー室	遠)かぶとむしの会	13日、27日(金)	遠山・境山コミュニティセンター
吉)さくらの会	2日、16日(月)	吉田浜公民分館	汐)汐見台悠々クラブ	6日、20日(金)	汐見台第2公民分館
代)元気よがさきの会	11日、25日(水)	中央公民館多目的室	汐南)しおさい南クラブ	6日、20日(金)	汐見台南第1公民分館
東)すこやか明神会	4日、18日(水)	東宮浜公民分館	亦)亦来会	5日、19日(木)	亦楽公民分館

申請・手続きについては、現在準備を進めています。
 具体的な申請期間や手続きにつきましては、今後決まり次第、町広報やホームページでお伝えします。

■臨時福祉給付金

●給付対象者

平成26年度町民税(均等割)が課税されていない方が対象となります。ただし、課税されている方の扶養親族や生活保護の被保護者等は対象となりません。

●給付額

給付対象者1人につき1万円が給付されます。

給付対象者の中で、下記に該当する方は5千円が加算されます。
 ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など。

■子育て世帯臨時特例給付金

●給付対象者

基準日(平成26年1月1日)における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であつて、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方。

●対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童。
 ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は対象となりません。

●給付額

対象児童1人につき 1万円

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった詐欺にご注意ください。

・町や厚生労働省が、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

・町や厚生労働省が、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」のために手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

・現時点で、町や厚生労働省などが世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することはありません。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

生活保護の相談について

宮城県仙台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。

●相談日 毎月第2及び第4水曜日
 午前10時〜午後3時

●ところ 地域福祉課窓口

相談希望の方は、あらかじめ電話にてご連絡をお願いします。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449



ご存知ですか？ 住所の各種届出には届出期間があります。

転出局

町外に住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、転出予定日の14日前または、住み始めてから14日以内です。



転居届

町内で住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、住み始めてから14日以内です。



転入届

町外から住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、住み始めてから14日以内です。



いずれも正当な理由がなく、届出期間以内に届出をしない場合は、仙台簡易裁判所より、過料(5万円以下)に処せられる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせは、町民課 戸籍住民係まで ☎357-7445

児童手当の現況届について

現在児童手当等を受給中の方は、現況届の提出が必要になります。該当者には、後日、別途郵送により通知いたしますので、6月中旬に忘れずに必ず提出してください。提出が無い場合、6月以降の手当が受給できなくなります。



なお、提出の際は、印かん及び受給者(保護者)の方の健康保険証の写しが必要になります。(※町の国民健康保険加入者は保険証の写しは必要ありません。)
 また、平成26年1月1日時点の住所が他市町村の方は、その居住していた

市区町村からの所得証明書も必要となります。

*お問い合わせは、地域福祉課社会福祉係まで ☎7449

容器入り飲料を販売される方へお願い

七ヶ浜町環境美化の促進に関する条例により、缶、瓶等の容器に入った飲料を販売する小売業の方は、その容器の散乱防止のために、消費者に対して啓発を行うとともに、販売場所に、空き缶等回収容器を設置し、適正に管理することで環境美化に努めていただくように、ご協力をお願いいたします。

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

経済センサスー基礎調査と 商業統計調査を実施します

平成26年7月1日現在で、経済センサスー基礎調査と商業統計調査を一体的に実施します。この調査は5年ごとに行う調査で、調査の結果は国及び地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。



全国のすべての事業所及び企業が対象で、調査員が6月末日までに調査票をお届けしますので、回答をお願いします。

※調査票は、統計上の目的以外に使用することはありません。また、統計調査をかたった不審な電話やメールにご注意ください。

*お問い合わせは、政策課まちづくり推進係まで
☎2117

「セブンビーチ アドベンチャー スクール」開催!

七ヶ浜でしかできないこと、七ヶ浜ではできないことを七ヶ浜の仲間たちと体験しよう!

●対象 町内各小学校の4年生から6年生の児童(定員30名)

●内容 全7回

①ねんどづくり、美術館探検

②沢登り(国立花山青少年自然の家)
(宮城県美術館)

- ③稲刈り体験(七ヶ浜町の水田)
- ④ハゼ釣り(七ヶ浜町代ヶ崎浜港)
- ⑤ハイキング(蔵王自然の家)
- ⑥歩くスキー、雪遊びなど
(蔵王自然の家)

⑦海苔(のり)すき体験
(七ヶ浜町松ヶ浜)

※詳しくは、学校から配布される募集チラシをご覧ください。

*お問い合わせは、中央公民館まで

☎3302

毎月第3日曜日は 「家庭の日」です

「家庭」は、子どもたちにとって生活習慣や社会ルールを学ぶ場であり、人格を形成するうえで重要な役割を担っています。

宮城県ではこうしたことを踏まえ、毎月第3日曜日を「家庭の日」に定めています。「家庭の日」には次のようなことをして、家庭の絆を深めてみませんか。

●家族で話し合う

・学校や遊びのこと、家庭のルールなど

●家族で楽しみ合う

・スポーツ、音楽を聴くなど

●家族で協力し合う

・お手伝い、作業など

●家族で地域との交流を深める

・お祭り、清掃、ボランティアなど

*お問い合わせは、生涯学習課まで

☎3302

子育て支援センターだより

◆なかよし day に参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方が対象です。親子で来て一緒に遊びましょう。

- とき 6月5日・19日(木)
午前10時～11時
- ところ 遠山保育所内かきのみ組
- 人数 1日5組(要予約)

◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 6月11日(水) 午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

◆あそぼ・あそぼ◆

今回は「ミニ七夕飾り作り」です。作った飾りは持ち帰り、お家に飾ってね。

- とき 6月27日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター



◆すまいるカフェ◆

すまいる広場2でティータイムができますよ。子育てサポーターさんが見守りにいてくれるので、安心してお茶して下さい。

- とき 6月13日(金) 午前10時から12時
- ところ 子育て支援センター(すまいる広場2)

◆親子遊び◆

「親子で作ろう。簡単ペーパーサート」です。4月から6月生まれのお友達のお誕生会では、手作りプレゼントを用意し待っています。

- とき 6月25日(水) 午前10時から11時30分
- ところ 子育て支援センター
- 申込締切 6月20日(金)

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。育児中の方々同士の情報交換、仲間づくりの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

- とき 平日午前9時～午後4時まで
※都合により変更する場合があります。
- ところ 子育て支援センター

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 362-7731

保育体験学習事業を行います

町内の中学生・高校生を対象に、保育所での保育体験学習事業を行います。

中学生には学校を通じてチラシを配布します。詳細は町のホームページをご覧ください。

*お問い合わせは、中央公民館まで

☎33302



資料館講座② さくらんぼと葉と種まき

大木囲貝塚内の桜に実がなる季節になりました。野生種のサクランボを使ったジャム作りと葉っぱの観察、桜の種まきを行います。

●とき 平成26年6月21日(土)

午前10時～正午

●ところ 歴史資料館研修室、大木囲貝塚遺跡公園

●募集人数 15名(先着順)

●対象 小学生～一般

※小学1～4年生は保護者同伴

●材料費 200円

●持参するもの等 タオル1枚、汚れてもいい服装(長袖・長ズボン)

●募集受付 平成26年6月1日(日)～15日(日)

午前9時～午後4時

●申し込み方法 直接、歴史資料館にご来館いただくか、電話にてお申込ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで
月曜休館
☎55567



文化財関係の確認を お願いします

町内で建物の新築や建替えなどを計画されている方は、予定地が埋蔵文化財(遺跡や貝塚など)、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要となります。

工事予定地が指定地内の場合、文化財関係の書類提出や現地調査などが事前になりますので、お早めに歴史資料館へご確認ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで

☎55567



「ひとり親家庭就職・転職等 支援セミナー」のお知らせ

宮城県母子家庭等就業・自立支援センター平成26年度就職・転職等支援出前セミナー

―「体験コミュニケーション力アップ!」―生活いきいきセミナー―

●地域、友人や家族、会社の上司、同僚
: あらゆる人とききあつていくうえで欠かせないのが、コミュニケーション力

■会話のキャッチボールに上手になりましょう。

■少しずつ練習すればOKです。

宮城県母子福祉センターでは、ひとり親家庭の父母を対象に就職や転職に役立つコミュニケーション術などが学べるセミナーを開催しています。今回は被災地における出前セミナーとして、七ヶ浜地域で開催します。

●とき 7月13日(日) 午前10時30分～正午まで

●ところ 七ヶ浜国際村セミナー室です。

※なお、当日は3歳から小学校3年生までのお子様を一時的にお預かりする託児サービスがあります。セミナーと併せてお早めにお申し込みください。

*お問い合わせは、宮城県母子福祉センターまで

☎6512



海苔養殖作業従事者募集

海苔養殖作業に従事して頂ける方を募集します。

●職種内容 海苔養殖に関する海上・陸上作業

●募集人員 若干名

●勤務地 七ヶ浜町内

●採用条件 委細面談

*お問い合わせは、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所まで
☎6222



住宅再建支援事業(二重ローン対策)のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を検索してください。

*お問い合わせは、宮城県土木部住宅課まで
☎3256

メールアドレス

junitakup@pref.miyagi.jp

中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ

個人保証なしで金融機関から融資を受けたら、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました。

①法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合等において個人保証が不要となること、②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前

に、早めに事業再生や廃業を判断した際に一定の生活費等が残ることを定める「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。金融機関と相談したい方、詳しくは下記までご相談下さい。

*お問い合わせは、中小企業基盤整備機構東北本部まで
☎1751

平成26年度 国家公務員「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

●受験資格

①平成26年4月1日において、高等学校又は中等教育学校卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

②人事院が1に掲げる者と同等の資格があると認められる者

●受験申込受付期間

・インターネット：平成26年6月23日(月)から平成26年7月2日(水)まで

http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

・郵送又は持参：平成26年6月23日(月)から平成26年6月26日(木)まで

●受験申込方法

受験申込みは原則インターネット申込みとする。

郵送又は持参用受験申込書の請求は、最寄りの税務署、仙台国税局人事

第二課又は人事院東北事務局へ行う。

●第1次試験日

平成26年9月7日(日)

*お問い合わせは、仙台国税局人事第二課試験研修係
☎1111
内線3236

または、人事院東北事務局まで
☎2022

甲種防火管理「新規」講習の開催



ホテル、旅館、学校、病院、工場、事務所等で多数の人々が入りし、勤務する事業所(平成21年4月1

日からは小規模な社会福祉施設等も含まれます。)又は、一つの建物内に管理権原者が異なる種々のテナント等が存在する場合で、テナントごとの管理する収容人員が多い場合には消防法に定められた資格を有する防火管理者が必要になります。その資格取得講習を左記のとおり開催いたします。

●とき 平成26年7月10日(木)～7月11日(金)の2日間

1日目 午前10時から午後5時まで

2日目 午前10時から午後3時30分まで

●ところ 塩竈市港町一丁目6・20 塩釜商工会議所 会議室

●受付期間 平成26年6月23日(月)～6月30日(月)

●受講定員 80名(定員になりしだい締め切ります。)

●申込場所 塩釜地区消防事務組合管内の消防署

●テキスト 受講の際はテキストが必要で、各消防署での受付の際に、塩釜地区防災安全協会が4100円で販売します。

*お問い合わせは、塩釜地区消防事務組合消防本部予防課指導係まで
☎1617

危険物安全週間について

危険物安全週間が6月8日から6月14日まで全国一斉に展開されます。危険物は事業所や工場等で使用されるほか、一般家庭でも灯油や油性塗料、スプレー製品など普段何気なく使

っているものの中にもたくさんあります。危険物はひとたびその取扱いを誤ると、火災や重大な事故につながることを十分に認識し、安全で正しい取り扱いや保管方法を心掛け、危険物による事故を防ぎましょう。

平成26年度危険物安全週間推進標語

「危険物 読みはまつずぐ」

ゼロ災害」

*危険物についてのお問い合わせは、消防本部予防課
☎1616
七ヶ浜消防署まで
☎4349



七ヶ浜アート・クリア-2014 七色の輝跡

■NA LEI O HAWAII 2014

7月27日(日) 開場：14:30 開演：15:00

前売：ヴィレジャーズ会員 2,500円 一般 3,000円

当日：3,500円(空きがある場合)

チケット発売日：ヴィレジャーズ会員 6月14日(土) 一般 6月21日(土)

■七ヶ浜ガラスプロジェクト「七ヶ浜。大地を融かして」

7月27日(日)～8月31日(日)

●7月27日～8月31日 華麗なるガラスの世界「ガラスのはじまり」(展示)

●8月3日・9日・10日 菖蒲田浜の砂でガラス玉を作ろう!

参加費：1つまで無料。2つ目から1つ100円

●8月9日・10日 地球交響曲：ガイアシンフォニー第1番・第7番

チケット：ヴィレジャーズ会員 500円 一般 1,000円

チケット発売日：ヴィレジャーズ会員 6月14日(土) 一般 6月21日(土)

●8月10日 村山耕二トークショー「大地からの贈りもの」：入場無料

Groove7ライブ「大地の鼓動」：入場無料

■仲道郁代ピアノリサイタルベートーヴェン全曲集

第6弾「悲愴～はるかなる憧れ」

8月24日(日) 開場：13:30 開演：14:00

チケット発売日：ヴィレジャーズ会員 6月14日(土) 一般 6月21日(土)

■宮城うたの日コンサートin七ヶ浜Vol.6

8月30日(土)

出演：山本隆太ほか 入場無料

※詳しくは、6月中旬に発行する総合リーフレットをご覧ください。

お問い合わせは、七ヶ浜国際村まで 357-5931

警察官・警察職員採用試験日程のお知らせ
【塩釜警察署 警務課】

試験区分	申込受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表
警察官A (男性/一般女性 武道指導)	5月23日(金) ～6月20日(金)	7月13日(日)	8月上旬 ～8月中旬	8月下旬
警察官B (男性・女性)	8月1日(金) ～8月29日(金)	9月21日(日)	10月中旬 ～10月下旬	11月下旬
警察事務	短大卒程度	9月28日(日)	10月下旬～11月上旬	11月下旬
	高校卒程度		10月下旬	

*お問い合わせは、宮城県警察本部警務部警務課採用係まで

〒980-0841

仙台市青葉区本町三丁目8-1

☎0120-204-606

ポリテクセンター宮城
「公共職業訓練受講生募集のご案内」

早期再就職に向けた職業訓練(6ヶ月)を実施しております。

■募集訓練科名(定員)

(名取実習場)

CAD・NCオペレーション科(16)

テクニカルオペレーション科(15)

設備保全技術科(15)

溶接施工科(15)

●訓練期間

各6か月 平成26年9月2日(火)～平成27年3月4日(水)

●受講料

無料 (テキスト代等は自己負担)

●募集期間

平成26年6月25日(水)～平成26年7月23日(水)

居住地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)を通じ申込み下さい。

*お問い合わせは、ポリテクセンター宮城訓練課名取実習場まで

☎02820



ハローワーク塩釜から事業主の皆様へ

～新規高卒者の求人をお願ひします～

ハローワークでは、平成27年3月新規高等学校卒業予定者を対象とする求人の受付を6月20日(金)から開始いたします。

企業や地域発展につながる若い人材を確保のため、できる限り早期(ほとんどの生徒が夏休み期間中に応募先を決定することから、夏休みに入る前の7月中旬頃まで)に採用計画を策定し、ハローワークへ求人申込みしていただきますようお願いいたします。

*お問い合わせは、ハローワーク塩釜学卒担当まで
☎03361

七ヶ浜町職員募集(行政・初級)

平成27年4月1日採用予定の七ヶ浜町職員を次のとおり募集します。

職種	行政
募集人員	1人
受験資格	平成元年4月2日以降に生まれた者とし、次のいずれかに該当する者を除きます。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者 (2) 大学の第3学年以上に在学している者 (3) (1)又は(2)に準ずると町長が認める者
受験申込書及び募集要項の配布	平成26年7月1日から(予定)
その他	申込期間、申込書の請求方法、第1次試験の日程等は、広報しちがはま7月号または町ウェブサイトを確認ください。

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436

朗読サークル ぎずな
朗読会のお知らせ

朗読サークルぎずなでは、左記により朗読会を開催します。ぜひご来場ください。

●とき 平成26年7月3日(木)
午後1時30分から

●ところ 中央公民館大会議室

●入場料 無料

*お問い合わせは、金子まで

☎03005



女子限定 フットサルガールズ参加者募集

アクアゆめクラブでは、5月から新たに新種目として女子限定のフットサル教室をスタートしています。幼稚園の年中さんから小学生の女の子を対象として、毎週楽しく活動しています。

なお、体験教室も受け付けておりますので、お気軽にお申し込みください。

- 教室名 エンジョイフットサルガールズ
- とき 毎週土曜日午前9時30分～午前10時30分
- ところ テニス・フットサルコート
- 参加費 1ヵ月1500円

※体験教室1回100円
※ご参加いただく際には、年会費と保険料が別途必要となります。

※お問い合わせは、アクアゆめクラブまで

☎7920

宮城県塩釜高等学校同窓会のご案内

塩釜高等学校同窓会を左記により開催します。卒業生の皆様お誘い合わせの上ぜひ出席ください。

- とき 平成26年7月5日(土) 午後3時
- ところ ホテルグランドパレス塩釜
- 懇親会費 4000円(当日受付)

※お問い合わせは、塩釜高等学校まで

☎1011

汐見ミニバスケットボール少年団(男・女)団員募集

県大会、全国大会を目指し、選手、保護者、スタッフ一丸となり活動していきます。

バスケットは絶対にお勧めのスポーツです。是非一度見学に来てください！コートには、bjリーグ前座パフォーマー「モリモリ」もおります。

- 練習日 毎週月・水・金曜日 午後5時～午後8時
- ところ 汐見小学校(松ヶ浜小学校の場合もあり)

※お問い合わせは、後藤まで

☎080-602813371

七ヶ浜STM、Sメンバー募集

ソフトテニスに興味のある方、一度やってみたい方、経験者はもちろん初心者の方も大歓迎です。みんなで楽しくソフトテニスで汗を流しませんか？お子さん連れでも安心して参加して下さい！同時にジュニアのメンバーも募集しています。

練習日

- STM, S 毎週火曜日午前9時～正午
- ☆ジュニア 毎週火曜日 午後6時～午後8時

- ところ 七ヶ浜町テニスコート

※お問い合わせは、佐々木まで

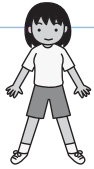
☎080-522716206

七ヶ浜町職員(上級行政・身体障害者を対象とした職員)募集

平成27年4月1日採用予定の七ヶ浜町職員を次のとおり募集します。

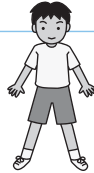
	上級行政	身体障害者を対象とした職員
試験区分・職種	上級・行政	行政
募集人員	1人	1人
職務内容	一般行政事務に従事します。	
受験資格	次のいずれかに該当する者としてします。 ①昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 ②平成5年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成27年3月までに卒業する見込みの者又は大学卒業程度の能力を有すると認められる者	次のすべての要件に該当する者としてします。 ①身体障害者手帳の交付を受けている者 ②自力による通勤が可能であり、かつ、介護者なしに一般事務職員として職務を遂行することが可能である者 ③昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 ④活字印刷文による出題及び口述による人物試験に対応できる者
受験申込書及び募集要項の配布	平成26年7月1日(火)から(予定)	
その他	申込期間、申込書の請求方法、第1次試験の日程等は、広報しちがはま7月号または町ウェブサイトを確認ください。	

お問い合わせは、総務課まで ☎ 357-7436



健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。

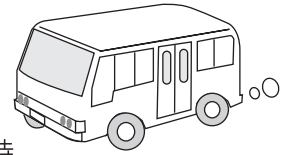


とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
6/1	各種健康診査	町武道館	9:30～11:00 14:00～15:00	
3	母子健康手帳交付	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
5	3～4か月児健康審査	〃	12:15～12:30	H26.1.18～3.5 出生児
11	1歳児健康相談	〃	9:45～10:00	H25.5.1～6.30 出生児
17	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
18	3歳児健康診査	〃	12:15～12:30	H22.12.1～12.31 出生児
19	1歳6か月児健康診査	〃	12:15～12:30	H24.11.1～11.30 出生児
7/1	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい

老人福祉センター



利用者
バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～正午

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日 (祝日の場合は翌日休館)

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表 (休館日を除く火～金に送迎を行います)

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:29	代ヶ崎浜字影田	9:30	湊浜2丁目バス停
9:30	眼鏡橋バス停	9:32	松ヶ浜入口バス停
9:34	東宮浜公民分館	9:37	松ヶ浜小学校
9:37	要害バス停	9:45	花淵浜割山バス停
9:40	境山七ヶ浜造園前	9:53	七ヶ浜中学校仮設住宅前
9:42	遠山公民分館	*お問い合わせは、 老人福祉センター「浜風」まで ☎357-4976	
9:47	汐見台3丁目		
9:52	汐見台6丁目		

飼えなくなった犬や猫の引取り

●とき 6月12日(木)、26日(木)
午前9時30分～午前11時

●ところ 塩釜保健所

●引取手数料

生後90日以内の犬・猫…1頭 400円

生後90日を超える犬・猫…1頭 2,000円

※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎ 363-5505

「七の市」を開催します。

今回は、アサリ、アワビ、ウニなどの旬の海産物の特売セールを実施いたします。

なんの特売かは当日のお楽しみ。その他に、新鮮野菜や、果物・焼きそばや、ハムなどの加工食品、生花など多数出品の予定です。皆様是非お越し下さい。



●とき : 6月29日(日)

午前8時～午前10時

●ところ : 七ヶ浜町役場前駐車場



お問い合わせは、七の市開催実行委員会事務局まで 多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 ☎ 357-3912

休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

6/1 汐見台歯科医院	菖蒲田浜字林合55-1	☎ 357-5603
8 松島医療生協松島海岸診療所	松島町松島字普賢堂2-11	☎ 353-2717
15 鈴木歯科医院	利府町加瀬字十三塚107-1	☎ 356-5420
22 大平デンタルクリニック	塩釜市宮町3-19	☎ 366-7425
29 大澤歯科医院	多賀城市笠神4-3-45	☎ 366-1615
7/6 浮島歯科クリニック	多賀城市浮島1-12-10	☎ 368-2201
13 刀根歯科医院	利府町青葉台3-1-85	☎ 356-7555

5月1日現在の人口 (前月比)

※外国人含む

世帯数	6,447 (-8)	転入	55
男	9,731 (-38)	転出	112
女	9,832 (-30)	出生	7
計	19,563 (-68)	死亡	18

町の面積 13.27 km²

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

友好の町 山形県朝日町

皆様のご支援、心より感謝申し上げます

現在までに、全国各地からたくさんの義援金や救援物資が届いております。
心より感謝申し上げます。

義援金者名（平成26年3月26日現在）

（順不同・敬称略）

ミズアツコ、森川尚子、美容室CAN「お客様・スタッフ一同」、田中幹人、黒田宏和、泉清信、佐藤政史、星の子楽団27、内藤寿昭、中島郁子、峯川静江、山崎博司、野中マサ子、関みね子、新見芳子、和野恵一、藤田晴基、東泉達郎、鈴木忠徳、オガサワラヒデキ、カワムラトモコ、星の子楽団28、田中今日子、中本よし江、橋本恵子、大穂堅一、小澤通男、千葉げん太・目久井友の会、坂本利幸 悠子 好孝、岩本和江、滝内憲子、深山かすみ、(株)ニック代表取締役社長松浦豊喜、松下良胤、阿部勝子、鶴川奈生子、藤井悦子、西野典子、石川和矢、竹原市チャレンジデー実行委員会、石飛民子、広木俊一、小松原圓、田辺和代、星の子楽団29、北新庄ふるさとのうたを唄う会、ヤマグチマサユキ、大瀬良明子、村上和歌子、イトウトシカツ、ホンマアツシ、中山明美、吉田百々代、金子吉優香ピアノ教室、八戸ショッピングセンター開発(株)、沖秀子、白鳩会、オオダイラマモル、重松壮一郎、真野わか、(株)エスジーイー、サトウコウイチ、星の子楽団30、高野君江、中村誠、錦河典立子、上村浩二 亜希、上野すぎ、町田孝一郎、小林史明、中村憲太郎、夢の会理事長田中孝和、塩釜♡みんなのうた三神博子、田中顕代、汐見台地区夏祭り、柿下佳成、前川あゆみ、ミウラヤスシ、トクヒ)アジアアリガトウ、滝沢会事務局小野強、鹿釜寿満・佳良子、高橋常夫、真鍋暢、横田直樹、深川暢寛、戸松博子、星の子楽団31、弓田富士子、遠藤さき子、菊地智恵子、矢崎邦夫、露先経子、原田重信、"レイ"代表本多美恵、住本雅子、安藤重光、長崎県時津町、浜田孝則、吉川勝、山上広信、浜辺七美枝、山口一三、濱崎好徳、川原貴光、吉田義徳、浦川裕水、神近孝司、金岡恵、笠井一子、林雅代、加藤郁夫、星の子楽団32、らくの会会長西川陽子、お酒のひだ、福田仁志、浅野賢治、星の子楽団、星の子楽団団長勝田尚子、鈴木薫、岡野京子、立石恵理、山品文子、杉山学、西原睦子、小沼サナイ、川村尚子、杉山祐子、早福博史、都山流尺八神奈川県支部支部長野口継山、阿部晃山、駒井光山、山崎照維山、山根凌山、宮崎津山、山野チェロ合奏代表田村友代、神田貴和、三留祐子、立花由佳里、山野弦合奏（星の子弦楽団留守組）代表勝田和華子、稲野幸子、田尻由美、斉藤照之、チェロ・アンサンブル星の子代表白井あけみ、大田区大田福祉作業所所長河原則夫、尺八奏者太田築山、SE7EN、島加代子、星の子楽団33、潮田公園コミュニティハウス、中村常藏、Sendai Volleyball Community 会長小山克則、脇坂崇、永島宏、公益社団法人宮城県芸術協会、ヨシカワマコト、オオムラノオコメヲタベルカイユウシイチドウ、大籠由佳子、隅田美穂、板垣弘子、小坂安彦 初代、金城廣子、星の子楽団34、東北大学教育学部仙台同窓会長渡邊宣隆、藤井謙二、植田浩子、村上勝彦、高野耕、魚住和宏、武田弘子、星の子楽団35、鶴見中央コミュニティハウス、上野秀正、山住真一郎、宮畑毅、星の子楽団36、クリバヤシトモコ、林裕紀、山田悦子、鈴木美保、新保悦子、サトウタケン、星の子楽団37、鶴見区民地域活動協会、寛政中学校コミュニティハウス、崎山道代、高井理恵子、菊池祥浩、スギモトトモコ、星の子楽団38、久保勝昭、増澤正晃、村田光弘、長岡歌穂、勝田尚子、内藤伸広、絹笠哲夫、岡部由紀子、星の子楽団39、永島佐栄子、新井美和子、秋山すみ枝、市川真基、自然道整骨院江島克朗、堀英哉 久美、佐々木一男 その他匿名希望者多数

一般寄附金（復興支援）（平成26年3月28日現在）

（順不同・敬称略）

武士喜保子、(株)A I代表取締役社長新富宏、スモリ工業(株)代表取締役社長須森明、(株)グリーントウン呼吸嚙下ケアプランニング・みえ呼吸嚙下リハビリクリニック、宗教法人大和教団、小樽みなとライオンズクラブ、川島町長高田康男、シングルフィンオールスターズ実行委員会、遠藤貴英、太田治代、吉岡省三、(株)関・空間設計代表取締役社長渡邊宏、ポニージャックス被災地支援コンサート実行委員会、宮城県町村会会長鈴木勝雄、マティーズサーフ、赤間長松、中村伊佐夫、一般社団法人ふじみ野絆の会理事長梶兼三、北名古屋市職員互助会会長井上公倫、前澤化成工業(株)、サミー(株)、一般社団法人JACK IN SMILE、札幌第一興産(株)、神奈川県立七里ガ浜高等学校、創作ダイニング櫻井酒店、秋月由紀子 優輝 美佑 その他匿名希望者多数

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

■日時 9時～17時(土日休日を除く) ■場所 役場2階 復興推進課内(事前予約は不要です)

■電話による相談も受付しています(☎ 357-7439 復興推進課)



環境に優しい大豆インキを使用しています